

令和 5年分 年末調整についての変更点・注意点

【変更点】

◎ 令和5年分年末調整の変更点。

扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族の範囲の見直し(入力画面の変更はありません)
(詳細は「年末調整のしかた」-国税庁を参照して下さい)

【注意点】

* 年末調整における配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて(令和2年から)

合計所得金額が1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用を受けることはできません。
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額は48万円超133万円以下。

* 所得控除入力(扶養控除、保険料控除)

- ・総支給額調整入力画面(中途採用者等の金額入力)は所得控除入力画面の中にあります。
- ・所得控除入力画面の配偶者控除の控除額が[生命保険・地震保険・住宅控除]のページの配偶者(特別)控除額に表示されるようになっていきます。
- ・生命保険料の欄には支払った金額を入力してください。生命保険料控除額は自動計算されます。

* 所得控除入力(住宅借入金等特別控除)

- お問い合わせの多く頂いております住宅借入金等特別控除適用数は、
- ・住宅購入に対して住宅ローン控除を受けている場合、適用数は「1」となります。
購入した住宅に対して増改築を行い、その増改築に対しても住宅ローン控除を受ける場合、年末調整で2種類の住宅ローン控除を受けることになるため、適用数は「2」になります。
この場合、住宅借入金等特別控除可能額はその合計額を入力します。
 - ・住宅借入金等特別控除額が算出税額を超えている場合は、自動計算されます。

* 源泉徴収票の摘要欄(該当者のみ)

- ① 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合
- ② 同一生計配偶者を有する方で、障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください(例「氏名(同配)」)。
- ③ 年末調整の際に3以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合
- ④ 年の途中で就職した方
- ⑤ 「賃金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者
- ⑥ 災害により被害を受けたため給与と所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた場合
- ⑦ 租税条約に基づいて源泉所得税額の免除を受ける方

* 個人番号登録画面で個人番号を入力できます。(職員の登録画面でも入力できます)

(個人番号を源泉徴収票に手書きされる場合は入力の必要はありません。)

セキュリティコード¹ : 3221

セキュリティコード² : fukushi0121

* 源泉徴収票の印刷にあたって

年調関係資料印刷の源泉徴収票で印刷できます。
A4(コピー用紙)に一人分が2枚印刷されます。(1枚目 市町村提出用、2枚目 税務署提出用 個人交付用)
お手数ですがA4(コピー用紙)を切ってお使いください。
カラー印刷はありません。

* 退職者の源泉徴収票の作成方法

所得控除入力で、基礎控除「0=乙・年間集計のみ」を選択して計算をかけて下さい。

* 還付金を12月の給与又は賞与で還付する場合、「還付金転記」を使用して下さい。

* 法定調書は光ディスク等による提出にも対応 (条件: 以下に該当する人が100枚以上)

1. 役員の場合: 150万円を超えて支払われた給与等
2. 弁護士、司法書士、税理士等の場合: 250万円を超えて支払われた給与等
3. その他の場合: 500万円を超えて支払われた給与等

不明な点がございましたら、お電話ください。

(参考)

年末調整がよくわかるページ(令和5年分)-国税庁
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>



トウワデンサン(株) 村山
TEL 092-531-2839
FAX 092-531-2915
URL: <https://touwanet.sakura.ne.jp>
Mail: info@touwanet.sakura.ne.jp